

運輸安全マネジメント

運輸安全マネジメントに係る情報の公開について、貨物自動車運送事業法第24条3項及び貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条8項に基づき行います。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

輸送の安全確保のため、当社は輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たします。経営トップを始め全社員が一丸となって常にこの理念を基本とし、安全に対する管理体制強化と意識の向上に努めていきます。関係法令の遵守は勿論の事、輸送の安全確保のため、運行管理・車両管理においては常に再確認・再点検を実行し、安全運転・安全輸送のための環境整備に著実に取り組んでいきます。

安全マネジメント体制を確立・実施することにより、事業経営のレベルアップと共に、全社員一人一人のレベルアップを図り、安全・安心な輸送事業の展開を目指していきます。

2. 輸送安全に関する目標

【重点目標】

- (1)人身事故の絶滅 (2)自責事故の絶滅 (3)飲酒運転の根絶
- 健康管理、過労防止・飲酒運転防止を目的とした体制の確立
- 事故等発生時にお客様の安全確保を目的とした体制の確立

- テロ等防止の為の警戒体制及び発生時の通報・連絡・指示体制の確立

3. 事故に関する統計

自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

- 総件数 件数なし

4. 輸送の安全に係る処分

輸送の安全確保命令、事業改善命令、自動車その他の輸送施設の使用停止処分、事業停止処分

- 処分の内容 処分なし